

平成26年12月9日

請求人

様

川西市監査委員 塩川 芳則

川西市監査委員 岩本 吉志子

川西市監査委員 森本 猛史

住民監査請求に係る監査結果について（通知）

地方自治法第242条第1項の規定により、平成26年10月17日付で提出のありました住民監査請求について、同条第4項の規定に基づき監査した結果を、別紙のとおり通知します。

住民監査請求に係る監査結果報告書

第1 請求人

住 所
氏 名

第2 請求の受理

本請求書は平成26年10月17日付で提出があり、要件審査の結果、所要の法定要件を具備しているものと認め、同年10月24日に受理した。

第3 請求の要旨

提出された請求の要旨（請求書等を要約）は、以下のとおりである。

1 主張事実

小戸2丁目地内で「市道3号歩道整備工事〔発注者：川西市（都市整備部道路整備課）〕」を行っているが、平成26年10月6日の午前9時30分頃、当該工事受注者のナンバープレートのない小型建設機械が、当該工事現場付近の公道（一方通行）を通行しているのを目撃した。また、同日午後3時10分頃に、同じく小型建設機械が一方通行の公道を逆走しているのを目撃した。

(1) 適切な安全対策を怠った

受注者は、当該工事で使用する小型建設機械の置場として、工事現場の近くに駐車場を借りており、この小型建設機械について、駐車場から工事現場までの数百メートルの距離をトラック搬送することなく、公道を自走して搬送している。当該公道は、シルバーゾーンでもあり、通学路でもある。小型建設機械をトラック搬送することにより、適切な安全対策を行うべきであった。

付け加えるならば、請求人が関係機関に通報した翌日からは、受注者は公道通行を止めているが、通報しなければ、工事終了までこの行為を続けるつもりであったことが容易に推察できる。

(2) 道路交通法違反

請求人が、上記の内容を川西警察署へ通報したことにより、警察官が現場確認し、受注者が使用している2台の小型建設機械のうち、1台はナンバープレートがない状態での公道通行は違法であることが判明している。違法行為であったことは、受注者は認識している。

〔事実証明書記載の経緯〕

- ・ H26.10.6 9:30 頃 請求人が小型建設機械の公道通行を目撃
- ・ H26.10.6 15:10 頃 請求人が小型建設機械の公道通行（一方通行逆走）を目撃
- ・ H26.10.6 15:14 頃 請求人が市道路整備課に公道通行を電話連絡
- ・ H26.10.6 18:45 頃 請求人が川西警察署・中央交番において公道通行を通報

・H26.10.7 16:42 川西警察署・中央交番から請求人に電話連絡あり(当日の午前に橋詰交番の警察官が受注者から事情を確認し、受注者に対して警告を発したことを確認)

2 措置請求内容

上記主張事実のとおり、当該工事の受注者は、当該工事における適切な安全対策を怠っており、市は、当該工事の安全対策費について全額支出することは、不当である。また、受注者は、道路交通法違反も犯しており、コンプライアンス違反を犯した請負会社に対する制裁措置を行わない場合、無形であるが大きな市の損害である。

以上により、受注者に対して、当該工事に計上されている安全対策費のうち、必要な安全対策を怠った部分に該当する金額について市に返還させることを求める。

また、「川西市入札参加資格者指名停止基準(別表第1 2.過失による粗雑工事等)」に基づく入札参加資格者停止処分を行うことを求める。

第4 監査の実施

1 監査対象事項

請求人から提出された請求書、事実証明書及び陳述の内容から、下記事項を監査対象として監査を実施した。

- (1) 本件工事受注者が、工事現場への小型建設機械の搬入、搬出に際して公道通行(一方通行の逆走も含む)を行った行為が、市に損害を与えており、本件工事の契約金額を減額すべき行為に該当するかについて
- (2) 本件工事受注者による上記の公道通行を行った行為が、市に損害を与えており、川西市入札参加者指名停止基準による指名停止措置に該当するかについて

2 監査対象部局

都市整備部まちづくり推進室道路整備課
総務部総務室契約課

3 請求人の証拠の提出及び陳述

請求人に対して、地方自治法第242条第6項の規定に基づき、証拠の提出及び陳述の機会を平成26年11月17日に設けた。当日は請求人が出席して陳述を行った。なお、新たな証拠の提出はなかった。

4 関係職員からの事情聴取等

監査対象部局に対して、関係書類の提出を求めるとともに、平成26年11月17日に理事(都市整備部まちづくり推進室所管事務の総合調整)、同部まちづくり推進室道路整備課長等の出席を求め、当該請求内容に関する事情聴取を行った。

5 監査の期間

平成 26 年 10 月 24 日から同年 12 月 5 日まで

第 5 監査の結果

本件請求に係る監査の結果、監査委員合議により、次のとおり決定した。

本件請求に係る措置の必要を認めない。

監査対象事項の概要及びその判断理由については、以下のとおりである。

1 監査対象事項等の概要（事実認定等）

(1) 本件工事の概要

本件工事の概要は、次のとおりである。

工事名	市道 3 号歩道整備工事
工事目的	市道 3 号線は、川西市交通バリアフリー重点整備地区基本構想に位置付けている特定道路であるが、歩道幅員が狭小のうえ、段差などがあるため、本路線を整備することにより、歩行者の安全確保を図る。
工事場所	川西市小戸 1 丁目外 地内
工期	平成 26 年 6 月 13 日から平成 27 年 1 月 30 日まで
契約金額	26,460,000 円
前払金	10,584,000 円
請負者	川西市久代 3 丁目 24 番 8 号 金澤建設株式会社

(2) 本件工事に係る契約金額の支払等について

契約金額の支払

本件工事に係る契約金額の支払については、本件工事請負契約書（以下、「契約書」という。）第 32 条で、受注者は、検査員の完成検査に合格したときは、契約代金の支払を請求することができ、発注者は、当該請求を受けた日から起算して 40 日以内に契約代金を支払わなければならないと規定している。

前払金の支払

本件工事に係る前払金の支払については、契約書第 35 条で、公共工事の前払金保証事業に関する法律第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社と、契約書記載の工事完成時期を保証期限とし、同法同条第 5 項に規定する保証契約を締結して、発注者に対し契約金額の 10 分の 4 以内の額で、発注者の定める額（10,584,000 円）の前払金の支払いを請求することができ、発注者は、当該請求があった日から起算して 14 日以内に前払金を支払わなければならないと規定している。

なお、前払金の用途については、契約書第 37 条で、受注者は、前払金をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（この工事において償

却される割合に相当する額に限る。)、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払に充当してはならないと規定している。

本請求提出日(平成26年10月17日)現在、本件工事に係る市の公金については、受注者に対し、平成26年7月3日付で、契約書第35条に基づく前払金10,584,000円が支払われている。

(3) 本件工事における建設機械の工事現場への搬入方法等について

請求人が主張している小型建設機械(バックホウ)の公道通行及び一方通行逆走の状況等については、本件工事の担当課である道路整備課からの事情聴取等によると、次のとおりである。

道路整備課は、受注者における小型建設機械の工事現場への搬入方法等については、契約書第1条第3項の規定に基づき、施工方法等について受注者の責任において定めるとしていることから、契約締結当初から、請求人の通報を受けるまでの間において、指示等は行っていない。

受注者が借りている駐車場は、工事現場の南側から北東側に伸びた直線道路(市道38号)沿いにあり、工事現場から駐車場までの距離は約125メートルで、駐車場から工事現場方向に向かって一方通行規制がされている。

駐車場から工事現場に搬入していた小型建設機械は合計2台で、いずれも道路運送車両法上、自動車に区分され、さらに、その大きさ等から同法施行規則第2条及び別表第一により、1台は小型特殊自動車、もう1台は大型特殊自動車に分類されている(車両の長さ4.7m以下、車両の幅1.7m以下、車両の高さ2.8m以下及び最高速度15km/h以下の条件の全てにあてはまるものは小型特殊自動車、それ以外であれば大型特殊自動車)。

当該小型特殊自動車及び大型特殊自動車とも、自動車登録番号標(ナンバープレート)の交付は受けていない。

受注者は、当該公道通行に際して、警察署への道路使用許可申請は行っていない。

工事の契約期間は、平成26年6月13日からであるが、受注者は、8月から準備工に入っており、実際に小型建設機械が駐車場と工事現場の間を往復していた期間は、9月17日から通報を受けた10月6日までの延べ17日間(土日は除く)程度で、各日とも工事開始時間及び工事終了時間の一往復である。

道路整備課は、請求人から通報を受けた後、当日中に同課の本工事監督員が、受注者の現場代理人に対して、小型建設機械の公道通行についての状況確認を行ったうえで、「建設機械については、作業終了後、運搬車両に積み込み、工事区域外へ適切に搬出すること。」を指示書により通知している。

受注者は、上記指示書の内容を了解し、指示を受けた日以降は、小型建設機械を自社等の資材置場から運搬車両に積載する方法等により搬入、搬出しており、公道自走は行っていない。

(4) 小型建設機械の公道通行に関する規制等について

小型建設機械の公道通行に係る道路運送車両法の主な規定内容は、次のとおりである。

道路運送車両法

第 1 章・第 3 条（自動車の種別）

この法律に規定する普通自動車、小型自動車、軽自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車の別は、自動車の大きさ及び構造並びに原動機の種類及び総排気量又は定格出力を基準として国土交通省令で定める。

第 2 章・第 4 条（登録の一般的効力）

自動車（軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車を除く。以下第 29 条から第 32 条までを除き本章において同じ。）は、自動車登録ファイルに登録を受けたものでなければ、これを運行の用に供してはならない。

・第 19 条（自動車登録番号標等の表示の義務）

自動車は、国土交通省令で定めるところにより、（途中省略）自動車登録番号標及びこれに記載された自動車登録番号を見やすいように表示しなければ、運行の用に供してはならない。

上記の規定により、大型特殊自動車については、自動車登録番号標（ナンバープレート）のない状態での公道通行はできないことになっている。ただし、小型特殊自動車は、同法第 4 条の適用除外となっており、同法第 3 章第 40 条から第 42 条に定める道路運送車両の保安基準に適合している限り、ナンバープレートなしでの公道通行が可能となっている。

また、道路交通法第 77 条の規定により、管轄警察署長に道路使用許可を申請し、許可が得られた場合は、当該許可に伴う規制の範囲内で公道通行が可能となる。この場合、大型特殊自動車のナンバープレートなしでの公道通行、小型・大型特殊自動車とも一方通行区間における逆走が、それぞれ可能となる場合があるが、本件工事では、道路使用許可申請は行われていない。

以上のことから、本件工事に係る小型建設機械の公道通行に係る道路関係法令の違反行為は、下記のとおりと解釈できる。

- ・大型特殊自動車のナンバープレートなしでの公道走行による道路運送車両法違反
- ・小型特殊自動車及び大型特殊自動車の一方通行の逆走による道路交通法違反

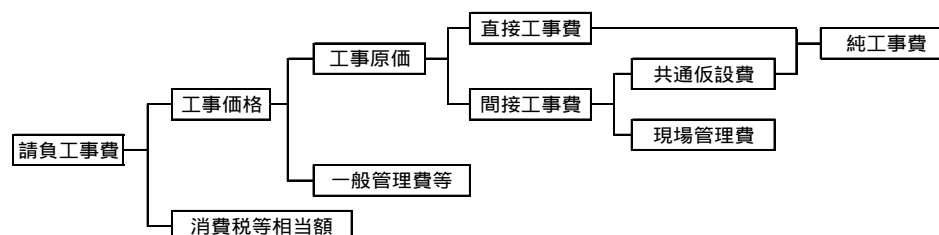
(5) 本件工事費の積算体系について

本件工事費の積算に関しては、兵庫県県土整備部作成の土木工事標準積算基準書（共通編）平成 25 年度版（以下、「積算基準書」という。）を基に算定されている。

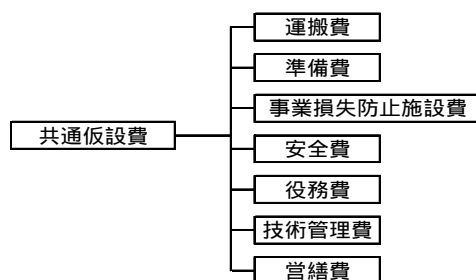
積算基準書は、兵庫県が土木工事を請負施工に付する場合における工事の設計書に計上すべき当該工事の工事費の算定に必要な事項を定めたものであるが、当市の土木工事費の算定において使用しているものである。

積算基準書における土木工事費の積算体系等は、次のとおりである。

工事費の基本構成



- a) 工事原価
工事原価は、工事現場の経理で処理されると考えられるすべての費用を総称した費目である。
- b) 直接工事費
直接工事費は、工事原価のうち、間接工事費を除いたすべての費用をいい、各工事目的物ごとに、それに要した費用や明確に把握できるものは、直接工事費として区分される。工事設計書のうえでは、箇所又は工事種類により工事部門を工種、種別、細別及び名称に区分し、それぞれの区分ごとに材料費、労務費及び直接経費の3要素について積算する。
- c) 間接工事費
間接工事費は、当該工事の中の複数の目的物、あるいは全体に対して共通的使用され、かつ、各目的物ごとの投入量を個別に把握することが困難な共通の費用をいい、共通仮設費と現場管理費に分けて積算する。
- d) 共通仮設費
共通仮設費は、下表のとおり、運搬費、準備費、事業損失防止施設費、安全費、役務費、技術管理費及び営繕費の7項目について積算する。また、共通仮設費は、工種区分（例：道路改良工事、河川工事及び下水道工事等の区分）ごとに算定するものとし、工種区分にしたがって所定の率計算による額と積上げ計算による額とを加算して算定する。



- ・ 率計算による部分
下記に定める対象額ごとに求めた率に、当該対象額を乗じて得た額の範囲内とする。
対象額 = 直接工事費 + (支給品費 + 無償貸付機械等評価額) + 事業損失防止施設費
- ・ 積上げ計算による部分
現場条件等を適確に把握することで、必要額を適正に積み上げる。

共通仮設費の積算方法

計算区分	率計算する項目		積上げ計算する項目
	内容項目	率の被乗数	
安全費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工事地域内全般の安全管理上の監視、連絡等に要する費用 ・ 不稼働日の保安要員に要する費用 ・ 標示板、標識、保安燈等の費用 ・ バリケード、防護柵、照明等費用 ・ 安全用品等の費用 ・ 安全委員会等に要する費用 等	直接工事費 + (支給品費 + 無償貸付機械等評価額) + 事業損失防止施設費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 交通誘導員及び機械の誘導員の交通整理に要する費用 ・ 鉄道、近接工事の安全管理要員等 ・ バリケード、転落防止柵、工事標識、照明等のイメージアップに要する費用 ・ その他、現場条件等により積み上げを要する費用
運搬費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 質量20t未満の建設機械の搬入、搬出及び現場内小運搬 ・ 器材等の搬入、搬出及び現場内小運搬 ・ 建設機械の自走による運搬 ・ 建設機械等の日々回送(分解・組立・輸送)に要する経費 ・ 質量20t以上の建設機械の現場内小運搬 等		<ul style="list-style-type: none"> ・ 質量20t以上の建設機械の貨物自動車等による運搬 ・ 仮設材の貨物車運搬 等
準備費 事業損失防止施設費 役務費 技術管理費 営繕費	(以下、省略)		(以下、省略)

e) 現場管理費

現場管理費は、工事の施工にあたって、工事を管理するために必要な共通仮設費以外の経費とし、現場管理を構成する各費目(1)について積算するか、又は次の現場管理費率を用いて積算する。

$$\text{現場管理費率} = \frac{\text{現場管理費}}{\text{純工事費(2)}}$$

- 1 労務管理費、安全訓練等に要する費用、租税公課、保険料、従業員給料手当、退職金、法定福利費、福利厚生費、事務用品費、通信交通費、交際費、補償費、外注経費、工事登録等に要する費用、動力・用水光熱費、雑費
- 2 純工事費 = 直接工事費 + 共通仮設費

f) 一般管理費等

一般管理費等は、工事施工にあたる企業の継続運営に必要な費用をいい、一般管理費及び付加利益からなり、次の一般的管理費等率を用いて積算する。

$$\text{一般管理費等率} = \frac{\text{一般管理費等}}{\text{工事原価}}$$

(6) 本件工事費における安全対策等に係る費用の積算について

本件工事費における安全対策等に係る費用の積算については、共通仮設費の中で安全費として算定されている。

積算基準書では、安全費として積算する内容は、「 交通管理に要する費用、安全施設等に要する費用、 安全管理等に要する費用、 上記に掲げるもののほか、工事施工上必要な安全対策等に要する費用」とされており、その積算方法については、

上記(5)のd)共通仮設費に記載したとおり、対象額(直接工事費)に所定の率を乗じた額と積上げ計算による額とを加算して算定されている。

率計算に含まれる項目としては、「・工事地域内全般の安全管理上の監視、連絡等に要する費用、・標示板、標識、保安燈、バリケード、防護柵、照明等の安全施設類の設置、撤去、補修に要する費用及び使用期間中の損料、・安全用品等の費用、・安全委員会等に要する費用」等であり、基本的に、工事区域内における安全対策上の費用を対象としているものである。また、積上げ計算による項目としては、「・交通誘導員及び機械の誘導員等の交通管理に要する費用、・バリケード、転落防止柵、工事標識、照明等のイメージアップに要する費用、・その他現場条件等により積み上げを要する費用」等であり、本件工事では、特記仕様書第6条に記載されている交通誘導員の配置(136名)分のみが算定されており、これ以外の項目については、率計算により、対象額(直接工事費)×率(補正率含む)により算定されている。

なお、小型建設機械の搬入、搬出に係る費用については、同じく共通仮設費の運搬費の中で、率計算により対象額(直接工事費)×率(補正率含む)により算定されているほか、積上げ計算による算定額として、質量20t以上の建設機械の運搬費用分(路面切削機)が計上されている。

以上のとおり、本件工事費の積算に含まれている安全対策等に係る費用については、共通仮設費の安全費の中で、工事区域内の交通誘導員の配置分が積み上げで算定されているほか、工事区域内のその他の費用は、個別具体的に項目を積み上げることが困難なため、率計算による算定額により包括的に計上されている。

(7) 川西市入札参加資格者指名停止基準について

入札参加資格者の指名停止は、公共工事における指名業者の選定に当たり、過失等による粗雑工事、安全管理措置の不適切による公衆損害及び工事等関係者の事故、反社会的事件等により会社関係者が逮捕される等、公共工事の受注者として適切ではないと認められる有資格者を、指名業者選定の段階で排除する措置であり、指名停止基準は、措置の恣意性を排除して客観的な実施を担保するため、あらかじめその基準を策定し公表しているものである。

川西市入札参加資格者指名停止基準(以下、「市指名停止基準」という。)では、市が発注する建設工事等の契約について、入札参加資格者が、別表第1(事故等に基づく措置基準)及び別表第2(不正行為等に基づく措置基準)に定める措置要件のいずれかに該当するときは、別表各号の定めるところにより期間を定め、指名停止を行うこととしている。

本請求に係る工事の安全管理等に関連した指名停止措置要件の主なものは、次のとおりである。

市指名停止基準 別表第1 事故等に基づく措置基準

(過失による粗雑工事等)

- 2 市発注工事等又は市以外の県内公共工事等の施工等に当たり、過失により工事等を粗雑にしたとして、会計検査院の検査報告又は監査委員の監査の結果に関する報告で指摘されたとき(対象地域：市の場合、期間：3箇月)。

(契約違反)

3 市発注工事等の施工等に当たり、前号に掲げる場合のほか、契約に違反し工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。

(4) 工事の施工管理が不良で、再三指摘しても改善しないとき (対象地域 : 市の場合、期間 : 1 箇月、3 箇月) 。

(安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故)

4 市発注工事等又は県内の一般工事等の施工等に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害 (軽微なものを除く。) を与えたときと認められるとき。

(2) 負傷者を生じさせ、又は損害を与えたとき (対象地域 : 市の場合、期間 : 3 箇月) 。

(3) 火災、水害その他重大な事故を生じさせたとき (対象地域 : 市の場合、期間 : 6 箇月) 。

2 判断

(1) 受注者が、本件工事現場への小型建設機械の搬入、搬出に際して道路関係法令に違反して公道通行 (一方通行の逆走も含む) を行った行為が、市に損害を与えており、本件工事の契約金額を減額すべき行為に該当するかどうかについて

本件工事における施工方法等について

請負契約は、ある期間に一定の仕事を完成させ、その対価として報酬を受け取る契約である (民法第 632 条) 。請負契約の本来の性質から、請負者は、設計図書上に指定されている場合を除き、自らの施工方法等を選択し、施工管理、工程管理、安全管理等を行うことになっており、工事途中に工事目的物、工事材料又は仮設物、建設機械工具等に損害が生じたとしても、それは請負者の責任と負担で解決することが原則とされている (請負人独立の原則) 。

この点に関して、契約書においても、第 1 条 (総則) 及び第 28 条 (第三者に及ぼした損害) において、次のとおり定めている。

(総則)

第 1 条

2 受注者は、契約書記載の工事を契約書記載の工期内に完成し、工事目的物を発注者に引き渡すものとし、発注者は、その契約代金を支払うものとする。

3 この契約書及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、仮設、施工方法等工事目的物を完成するために必要な一切の手段 (「施工方法等」という。以下同じ。) については、受注者がその責任において定める。

(第三者に及ぼした損害)

第 28 条 工事の施行に伴い第三者に損害を及ぼしたときは、次項に定める場合を除くほか、受注者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害のうち発注者の責めに帰すべき理由により生じたものについては、発注者がこれを負担する。

- 2 工事の施行に伴い通常避けることのできない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害を生じたときは、発注者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害のうち工事の施行につき受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものは、受注者がこれを負担する。

契約書における上記の内容は、いずれも公共工事における一般的な事項として規定しているものである。第1条第3項では、施工方法等について、原則として、受注者がその責任において定めることとし、施工主体としての受注者の自主性を保証している。発注者である市は、工事の特殊性、安全確保等のために必要がある場合は、設計図書において、施工方法等を指定することができるが、設計図書に施工方法等の指定をしていない場合は、受注者は、自己の責任において施工方法等を選択するものとし、発注者が施工方法等の選択について注文を付けることは許されていない。なお、契約後に施工方法等の選択について発注者が注文を付ける事項が生じた場合は、設計図書を変更して、必要な施工方法等の指定をしなければならないことになっている（契約書第19条）。

請求人が主張している本件工事における小型建設機械の搬入方法等については、市は、設計図書で具体的な指示は行なっておらず、どのような種類の建設機械を使用するか、その建設機械をどのような方法で用意するか、また、その建設機械をどのような方法で工事現場に搬入するか等については、任意事項として受注者の責任において、その施工方法等を選択できる契約内容となっている。

本件工事における契約金額について

公共工事の契約は、原則として、いわゆる総価定額契約が採用されており、契約金額は、契約書に定められた一定の場合を除き変更されないため、施工方法等を含めた契約に関する条件は、契約前に受注者に明示しておく必要があるとともに、契約に関する条件が変更になった場合には、契約金額の変更等が行われる場合がある。契約条件に変更が生じない場合は、施工において予定の費用を超えた支出があっても受注者の責任であり、また、予定の費用より低減した支出であっても受注者の利益であって、発注者に返還する必要がないものである。これは、工事費の積算において、仕様書、内訳明細書、設計図等で、材料費、労務費、外注費、経費等が施工の細部にわたり、数量、単価により積算されており、その契約金額で施工内容どおりの工事が行われている以上、契約金額の変更を行う必要がないためである。

本件工事における契約金額の定め方も、上記と同様の契約内容としているもので、市が施工方法等を指定している部分において指示どおり施工されている場合、また、指定していない部分についても契約に関する条件等が変更にならない限り、基本的に工事費の増額、減額の対象とはならないものである。

本件工事費における安全対策費用の積算内容について

本件工事費の積算においては、上記、「監査対象事項等の概要(6)」に記載のとおりであり、安全対策等に係る費用については、共通仮設費の中で安全費として、積み上げ項目と率計算項目に分けて算定されている。安全費の積み上げ項目

としては、工事区域内における交通誘導員の配置、率計算項目としては、工事区域内全般の安全管理上の監視及び連絡等に要する費用、標示板、保安燈、防護柵、バリケード等の安全施設類の設置等に要する費用等がそれぞれ算定されているものの、これらは、すべて工事区域内における安全対策上の費用が対象となっているものであり、受注者の任意事項となっている建設機械の搬入等の際における交通誘導員の配置等の安全対策費用までも計上しているものではない。

また、工事区域外から工事現場への建設機械の搬入に係る運搬に係る費用については、共通仮設費の運搬費における率計算の中で包括的に算定されているが、これは、あくまでも運搬に係る費用であり、運搬に伴う安全対策費用を具体的に含んでいるものではない。工事現場への建設機械の搬入等に係る安全対策については、あくまでも、その施工方法等も含め、受注者の責任において行われるべきものである。

以上、上記 から までの検討内容を踏まえて、本件請求内容については、以下のとおり判断する。

本件工事の積算における安全対策等の費用については、共通仮設費の中で安全費として算定されているが、これは、あくまでも工事区域内の安全対策に係る費用に限定されているものである。本件工事において、安全対策を怠ったとして工事費の減額対象となる場合としては、市が指示した共通仮設費の中で、積み上げ項目である交通誘導員の配置において適切な配置がされていない場合、あるいは、工事現場の特殊要因等により、市が建設機械の搬入方法等について当初契約の内容を変更して具体的な指示を行った場合において、その施工方法等に受注者側の不備等が認められる場合などが考えられるが、当該請求に係る工事区域外からの搬入方法等については、契約当初から市の指示は行われておらず、また、変更もされていないことから、受注者の責任においてその方法を自由に選択できたものである。したがって、工事過程において道路関係法令の違反が認められたことをもって、直接的に工事請負費の減額要素となるものではなく、その裏返しとして、仮に、法令違反行為を起因とする事故等が生じた場合の賠償責任については受注者にあるといえる。

本件工事における道路関係法令の違反行為については、あくまでも工事区域外の受注者の責任における部分であり、工事費の減額対象とすべきであるとする請求人の主張は採用できない。

- (2) 本件工事受注者による小型建設機械の公道通行の行為が、市に損害を与えており、市指名停止基準による指名停止措置に該当するかについて

住民監査請求は、地方公共団体の執行機関又は職員による違法若しくは不当な財務会計上の行為によって、地方公共団体に損害が発生した場合、あるいは発生するおそれがある場合などに、住民が地方公共団体の損害を補填するための措置又は当該行為を防止するための措置を請求することができる制度である。

したがって、あくまでも財務会計上の行為によって生じた市の損害に対し補填措置を求める制度であり、上記(1)により、本件請求の対象である財務会計上の行為(工事

費の公金支出)において、市に損害が生じていないと判断した以上、市の損害を前提として指名停止措置の適用を求めている請求人の主張には、理由がない。

3 結論

上記判断のとおり、工事区域外から工事現場への小型建設機械の搬入・搬出時における公道通行に関して、受注者における道路関係法令違反の事実が認められるが、当該契約において、小型建設機械の搬入等の方法については、受注者の責任において、その施工方法等を決める内容であり、工事費の積算上においても、安全対策関係費用は、あくまでも工事施工区域内に限定して積算しているもので、任意事項である当該建設機械の搬入方法等に係る安全費が算定されているわけではない。さらに、受注者の法令違反行為によって、工事目的物自体に問題が生じているものではないことから、当該行為によって市に損害を与えたとは認められず、工事費に係る減額措置の必要を認めない。

なお、指名停止処分を行うべきであるとする請求については、公金支出に係る市の損害が認められない以上、財務会計上の行為との直接の関係はなく、住民監査請求制度に基づく措置要求の対象としては認められない。

なお、今回の請求に係る施工方法等については、受注者の責任において決定される工事区域外の部分であるが、受注者としては、工事全般に係る業務について、関係法令を遵守して、安全な工事の施工に努めなければならないことは当然のことである。

当該法令違反行為に起因する問題については、市が直接的に責任を負うものではないが、発注者としても、安全管理について受注者と補完し合い、お互いが安全施工に対する共通意識を高めることで、工事全般における事故防止に努めていかなければならない。

市としては、受注者に対し、工事区域外における部分も含めた工事全般に係る安全意識の向上、安全対策の実施等についての指導等に努めるなど、安全な工事施工の実施に留意する必要がある。